

令和七年二月

第三百二十一回定例会提出議案

青森県議会

番 号	件 名	摘 要
議 一 号 案	令和七年度青森県 一般会計予算案	1 歳入歳出予算 七千九十五億円 2 継続費 旧ラ・プラス青い森改修事業費ほか三件 3 債務負担行為 令和七年度新財務会計システム設計・構 築業務委託代金ほか四十一件 4 地方債 港湾事業ほか五十五件 五百二十七億六千百万円 (担当課 財政課)
議 二 号 案	令和七年度青森県 公債費特別会計予 算案	1 歳入歳出予算 千二百五十億七千二百六万四千円 2 地方債 一般会計借換債 三百十二億九千百万円 (担当課 財政課)
議 三 号 案	令和七年度青森県 療育福祉・医療療 育センター特別会 計予算案	○ 歳入歳出予算 二十一億千八百八十一万七千円 (担当課 財政課)

番 号	議 案 号	議 案 号	議 案 号
件 名	令和七年度青森県 港湾整備事業特別 会計予算案	令和七年度青森県 証紙特別会計予算 案	令和七年度青森県 管理特別会計予算 案
摘 要	<p>1 歳入歳出予算 十八億九千三百十四万六千円</p> <p>2 債務負担行為 令和七年度青森港油川地区ふ頭用地造成 事業費</p> <p>3 地方債 港湾整備事業 十五億円</p> <p>(担当課 財政課)</p>	<p>○ 歳入歳出予算 二十一億二千五百四万七千円</p> <p>(担当課 財政課)</p>	<p>○ 歳入歳出予算 四億五千二百八十七万六千円</p> <p>(担当課 財政課)</p>
<p>(担当課 財政課)</p>	第 七 号 案	令和七年度青森県 公共用地先行取得 事業特別会計予算 案	<p>○ 歳入歳出予算 二億二千三百二十三万七千円</p> <p>(担当課 財政課)</p>

番 号	議 案 号	議 案 号	議 案 号	議 案 号
件 名	令和七年度青森県 駐車場事業特別会 計予算案	令和七年度青森県 鉄道施設事業特別 会計予算案	令和七年度青森県 国民健康保険特別 会計予算案	令和七年度青森県 母子父子寡婦福祉 資金特別会計予算 案
摘 要	○ 歳入歳出予算 三千二百万二千円	1 歳入歳出予算 七十八億八十七万八千円 2 地方債 鉄道施設事業 十億四千万円	○ 歳入歳出予算 千百九十六億五千七十五万円	1 歳入歳出予算 一億七千五百三十九万五千円 2 債務負担行為 令和七年度母子福祉資金貸付金ほか二件  (担当課 財政課)

番 号	議 案 号	議 案 号	議 案 号
件 名	令和七年度青森県 小規模企業者等設 備導入資金特別会 計予算案	令和七年度青森県 林業・木材産業改 善資金特別会計予 算案	令和七年度青森県 沿岸漁業改善資金 特別会計予算案
摘 要	<p>1 歳入歳出予算 二十三億九千四百二十七万円</p> <p>2 地方債 中小企業高度化資金貸付金 六億三千五十七万六千円</p>	<p>○ 歳入歳出予算 一億千四十八万六千円</p> <p>(担当課 財政課)</p>	<p>○ 歳入歳出予算 一億三千二百十六万九千円</p> <p>(担当課 財政課)</p>

番 号	議 案 号	議 案 号
件 名	令 和 七 年 度 青 森 県 病 院 事 業 会 計 予 算 案	令 和 七 年 度 青 森 県 下 水 道 事 業 会 計 予 算 案
摘 要	<p>1 中央病院 収益的収入及び支出の予定額 収入 三百二十六億八千八百八十九万二千円 支出 三百四十七億五千五百八十五万三千円 資本的収入及び支出の予定額 収入 三十三億五千四百八十五万八千円 支出 四十六億百六十四万八千円</p> <p>2 つくしが丘病院 収益的収入及び支出の予定額 収入 十八億二千七百六十一万七千円 支出 十九億九千五百二十二万七千円 資本的収入及び支出の予定額 収入 五千四百三十二万二千円 支出 五千七百五十二万六千円</p> <p>(担当課 財政課)</p>	<p>1 流域下水道 収益的収入及び支出の予定額 収入 四十八億九千五百二十六万円 支出 四十八億八千九百四十八万八千円 資本的収入及び支出の予定額 収入 五十三億六千九百九十九万九千円 支出 五十三億千八百八十七万七千円</p> <p>2 十和田湖特定環境保全公共下水道 収益的収入及び支出の予定額 収入 三億五千七百五十四万七千円 支出 三億五千五百九十七万五千円 資本的収入及び支出の予定額 収入 一億三千四百四十四万円 支出 一億三千六百一万二千円</p> <p>(担当課 財政課)</p>

番 号	議 案 第 十 八 号
件 名	青森県再生可能エ ネルギー共生税条 例案
摘 要	再生可能エネルギー発電施設の所有者に対 して再生可能エネルギー共生税を課するもの である。  (担当課 税務課)

番 号	議 案 第 十 九 号
件 名	青森県自然・地域 と再生可能エネル ギーとの共生に 関する条例案
摘 要	<p>自然・地域と再生可能エネルギーとの共生 について、基本理念を定め、並びに県、事業 者及び県民の責務を明らかにするとともに、 自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に 関する措置について必要な事項を定めるもの である。</p> <p>(担当課 環境政策課)</p>

番 号	議 案 第 二 十 号
件 名	刑 法 の 一 部 改 正 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関 す る 条 例 案
摘 要	刑 法 の 改 正 に 伴 う 所 要 の 整 備 を 行 う も の で あ る。  (担 当 課 総 務 文 書 課)



番 号	件 名	摘 要
議 案 第 二 十 一 号	青 森 県 地 域 民 局 及 び 行 政 機 関 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 案	<p>地域民局を廃止し、地域連携事務所、県          税事務所、環境管理事務所、農林水産事務所          及び県土整備事務所を設置し、保健所、福祉          事務所、児童相談所及び家畜保健衛生所の名          称を改める等のものである。</p> <p>(担当課 人事課)</p>

	議 案 第二十二号	番 号
	青森県附属機関に 関する条例の一部 を改正する条例案	件 名
(担当課 人事課)	青森県環境審議会に青森県自然・地域と再 生可能エネルギーとの共生に関する条例の規 定によりその権限に属させられた事項を調査 審議するための部会を設け、青森県固定資産 評価審議会の委員の任期を改め、青森県建築 審査会の担当事務を改める等のものである。	摘 要

番 号	議 案 第 二 十 三 号	議 案 第 二 十 四 号
件 名	職員の勤務時間、 休暇等に関する条 例の一部を改正す る条例案	特別職の職員の給 与に関する条例及 び特別職の職員の 旅費及び費用弁償 に関する条例の一 部を改正する条例 案
摘 要	育児を行う職員の早出遅出勤務及び時間外 勤務の制限について対象となる職員の範囲を 拡大するものである。	教育職員免許状再授与審査会委員の報酬等 の額を定めるものである。  (担当課 人事課)
		(担当課 人事課)

<p>番 号</p>	<p>議 案 第二十五号</p>
<p>件 名</p>	<p>職員の給与に関する 条例等の一部を 改正する条例案</p>
<p>摘 要</p>	<p>令和六年十月八日付けの青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、職員の給料月額並びに初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び通勤手当の額等を改定し、職務の級が一定の級以上である職員に係る昇給制度を改め、単身赴任手当に係る支給対象職員の範囲及び管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大し、定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当、特勤勤務手当等及び寒冷地手当を支給し、特定任期付職員に勤勉手当を支給し、特定任期付職員に係る期末手当の支給割合を改め、並びに特定任期付職員業績手当を廃止し、並びにその他所要の整備を行うものである。</p> <p>(担当課 人事課)</p>

番 号	議 案 第 二 十 六 号	議 案 第 二 十 七 号
件 名	職員の特殊勤務手 当に関する条例の 一部を改正する条 例案	職員等の旅費及び 費用弁償に関する 条例等の一部を改 正する条例案
摘 要	県税事務手当等の支給範囲を改めるもので ある。	国家公務員等の旅費に関する法律の改正に 伴う所要の整備を行うものである。  (担当課 人事課)
		(担当課 人事課)

番 号	件 名	摘 要
議 案 第 二 十 八 号	職員の退職手当に 関する条例の一部 を改正する条例案	<p>国家公務員退職手当法の改正に準じ、雇用 保険法の就業促進手当に相当する失業者の退 職手当の支給を受けることができる者の範囲 を改め、及び同法の基本手当に相当する失業 者の退職手当の給付日数に係る特例の適用期 限を延長する等のものである。</p>
議 案 第 二 十 九 号	青森県知事の権限 に属する事務の事 務処理の特例に関 する条例の一部を 改正する条例案	<p>知事の権限に属する農地法に基づく事務の うち違反転用者等が原状回復等の措置の命令 に従わなかったことに係る公表に関するもの を市町村が処理することとするものである。</p> <p>(担当課 人事課)</p>
		<p>(担当課 市町村課)</p>

番 号	議 案 第 三 十 一 号	件 名	議 案 第 三 十 号
摘 要	<p>十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者の航空科学資料の利用に係る使用料を徴収しないこととし、及び航空科学資料の利用に係る使用料の額を改めるものである。</p> <p>(担当課 地域交通・連携課)</p>	<p>青森県立三沢航空科学館条例の一部を改正する条例案</p>	<p>議案 第三十号</p>
番 号	<p>議案 第三十一号</p>	件 名	<p>青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p>
摘 要	<p>基金の設置期間を延長するものである。</p> <p>(担当課 子育て支援課)</p>	<p>青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>議案 第三十一号</p>
番 号	<p>議案 第三十一号</p>	件 名	<p>青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p>
摘 要	<p>基金の設置期間を延長するものである。</p> <p>(担当課 子育て支援課)</p>	<p>青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>議案 第三十一号</p>

番 号	議 案 第 三 十 二 号	議 案 第 三 十 三 号
件 名	青森県児童福祉法 施行条例の一部を 改正する条例案	水質汚濁防止法第 三条第三項の規定 に基づく排水基準 を定める条例の一 部を改正する条例 案
摘 要	児童福祉法の改正に伴い、一時保護施設の 設備及び運営に関する基準を定めるものであ る。	排水基準を定める省令の改正に伴う所要の 整理を行うものである。
(担当課 環境保全課)		



番 号	議 案 第 三 十 四 号	議 案 第 三 十 五 号
件 名	青森県白神山地ビ ジターセンター条 例の一部を改正す る条例案	青森県動物愛護セ ンター使用料及び 手数料徴収条例の 一部を改正する条 例案
摘 要	十八歳に達する日以後の最初の三月三十一 日までの間にある者の映像体験ホールに係る 観覧料を徴収しないこととし、及び映像体験 ホールに係る観覧料の額を改めるものであ る。	犬又は猫の譲受けに係る手数料を徴収しな いこととするものである。  (担当課 自然保護課)
		(担当課 保健衛生課)

番 号	議 案 第 三 十 六 号	議 案 第 三 十 七 号
件 名	青森県国民健康保 険事業費納付金に 関する条例の一部 を改正する条例案	青森県水族館条例 の一部を改正する 条例案
摘 要	国民健康保険事業費納付金の額の算定につ いて、医療費指数反映係数を零とし、及び年 齢調整後医療費指数を定めないこととするも のである。	十八歳に達する日以後の最初の三月三十一 日までの間にある者の普通入館料及び年間入 館料を徴収しないこととし、並びに普通入館 料及び年間入館料の額を改めるものである。
	(担当課 高齢福祉保険課)	(担当課 観光政策課)

番 号	議 案 第 三 十 八 号	議 案 第 三 十 九 号
件 名	青 森 県 空 港 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 案	青 森 県 水 道 法 施 行 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 案
摘 要	空 港 施 設 の 使 用 の 制 限 を 航 空 機 分 類 等 級 に よ り 行 う こ と と す る も の で あ る。  (担 当 課 港 湾 空 港 課)	水 道 法 施 行 令 の 改 正 に 伴 い、 県 の 設 置 す る 専 用 水 道 の 水 道 技 術 管 理 者 の 資 格 を 改 め る も の で あ る。  (担 当 課 都 市 計 画 課)

番 号	議 案 第 四 十 号	議 案 第 四 十 一 号
件 名	青森県都市公園条例の一部を改正する条例案	青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例案
摘 要	野球場のスコアボードの使用料の額を改めるものである。	手数料の額を改めるものである。  (担当課 建築住宅課)

番 号	議 案 第 四 十 二 号	議 案 第 四 十 三 号
件 名	青森県二級建築士 及び木造建築士の 免許手数料等の徴 収等に関する条例 の一部を改正する 条例案	青森県宅地建物取 引業法関係手数料 の徴収等に関する 条例の一部を改正 する条例案
摘 要	建築士事務所登録手数料の額を改めるものである。	電子情報処理組織により申請する場合の宅地建物取引業免許申請手数料及び宅地建物取引業免許更新申請手数料を徴収するものである。  (担当課 建築住宅課)
(担当課 建築住宅課)		

番 号	件 名	摘 要
議 案 第 四 十 四 号	青 森 県 低 炭 素 建 築 物 新 築 等 計 画 認 定 申 請 手 数 料 等 徴 収 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 案	<p>住宅及び複合建築物の低炭素化の促進のため に誘導すべき基準への適合性の評価において 標準計算法及び誘導仕様基準による方法を 併用する場合並びに共同住宅等及び複合建築 物の住宅部分の共用部分に係る低炭素建築物 新築等計画認定申請手数料等の額を改めるも のである。</p> <p>(担当課 建築住宅課)</p>

番 号	件 名	摘 要
議 案 第 四 十 五 号	青 森 県 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 等 に 関 す る 法 律 関 係 手 数 料 徴 収 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 案	<p>一戸建ての住宅等に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を徴収し、住宅及び複合建築物の建築物エネルギー消費性能誘導基準への適合性の評価において標準計算法及び誘導仕様基準による方法を併用する場 合並びに共同住宅等及び複合建築物の住宅部 分の共用部分に係る建築物エネルギー消費性 能向上計画認定申請手数料等の額を改める等 のものである。</p> <p>(担当課 建築住宅課)</p>

番 号	議 案 第 四 十 六 号	議 案 第 四 十 七 号
件 名	青 森 県 営 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 案	青 森 県 建 築 基 準 法 施 行 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 案
摘 要	<p>入居者資格に同居者が入居者の配偶者のみであって入居者又は同居者のいずれかが四十歳未満の者である場合を加え、及び入居者資格のうち同居者に係る年齢要件を改めるものである。</p>	<p>義務教育学校の主要な出入口から一定の距離にある道路に面して自動車車庫等の敷地の自動車の出入口を設けてはならないこととする等のものである。</p> <p>(担当課 建築住宅課)</p>
<p>(担当課 建築住宅課)</p>		



番 号	議 案 第 四 十 八 号	議 案 第 四 十 九 号
件 名	青森県企業職員の 給与の種類及び基 準に関する条例等 の一部を改正する 条例案	義務教育諸学校等 の教育職員の給与 の特例に関する 条例の一部を改正 する条例案
摘 要	<p>定年前再任用短時間勤務職員等に特定期付手当等及び寒冷地手当を支給し、特定期付職員に勤勉手当を支給し、住居手当及び単身赴任手当に係る支給対象職員の範囲並びに管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大し、並びに配偶者に係る扶養手当及び特定期付職員業績手当を廃止するものである。</p> <p>(担当課 病院局運営部)</p>	<p>義務教育学校の設置に伴う所要の整備を行うものである。</p> <p>(担当課 職員福利課)</p>

番 号	議 案 第 五 十 号	議 案 第 五 十 一 号
件 名	青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案	青森県三内丸山遺跡センター条例の一部を改正する条例案
摘 要	学校職員の定数を改め、及び義務教育学校の設置に伴う所要の整備を行うものである。	十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者の常設の展示の観覧に係る使用料を徴収しないこととし、及び常設の展示の観覧に係る使用料の額を改めるものである。
	(担当課 教職員課)	(担当課 文化財保護課)

番 号	議 案 第 五 十 二 号	議 案 第 五 十 三 号
件 名	青森県自動車保管 場所証明手数料等 徴収条例の一部を 改正する条例案	工事の請負契約の 一部変更の件
摘 要	自動車の保管場所標章の交付に関する事務 の廃止に伴う所要の整備を行うものである。	<p>(担当課 交通規制課)</p> <p>県営天間ダム地区防災ダム事業・農業水利 施設保全合理化事業天間ダム防ダム第十四号 工事・天間ダム合理化第七号工事について、 工事内容の変更及び物価等の変動による請負 代金の変更をするものである。</p> <p>(担当課 農村整備課)</p>

番 号	議 案 第 五 十 四 号
件 名	調停の件
摘 要	<p>弘前簡易裁判所令和六年(ノ)第五号損害賠償請求調停事件について、調停を成立させるものである。</p> <p>1 申立人 南津軽郡田舎館村在住 個人A</p> <p>2 調停条項の内容</p> <p>(1) 県は、個人Aに対し、本件解決金として、金六百六十万二千九十九円の支払義務があることを認める。</p> <p>(2) 県は、個人Aに対し、前項の金員を、令和七年四月三十日限り、個人Aの指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、県の負担とする。</p> <p>(3) 個人A及び県は、本件に関し、個人Aと県との間に、本調停条項に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>(4) 調停費用は、各自の負担とする。</p> <p>(担当課 障がい福祉課)</p>

番 号	件 名	摘 要
議 案 第 五 十 五 号	公 共 施 設 等 の 整 備 等 に 関 す る 事 業 契 約 の 一 部 変 更 の 件	新青森県総合運動公園新水泳場等整備運営事業について、青森県総合運動公園運動施設区域及び新青森県総合運動公園の運営及び維持管理の内容の変更並びに当該運営及び維持管理に要する費用の物価変動に伴う改定による契約金額の変更をするものである。
議 案 第 五 十 六 号	市 町 に 負 担 さ せ る 金 額 の 決 定 の 件	県が負担する国営土地改良事業に要する費用の一部について市町に負担させる金額を定めるものである。
議 案 第 五 十 七 号	包 括 外 部 監 査 契 約 の 件	令和七年度に係る包括外部監査契約を締結するものである。
(担当課 行政経営課)		(担当課 農村整備課)

番 号	件 名	摘 要
議 案 第五十八号	青森県人事委員会 委員の選任の件	<p>青森県人事委員会委員<small>おくざきえいいち</small>奥崎栄一の任期が令和七年三月三十一日をもって満了するので、後任の委員の選任について同意を得るものである。</p>
議 案 第五十九号	青森県監査委員の 選任の件	<p>青森県監査委員<small>たけうちひとし</small>竹内均の任期が令和七年三月三十一日をもって満了するので、後任の監査委員の選任について同意を得るものである。</p> <p>(担当課 人事課)</p>

番 号	件 名	摘 要
議 案 第 六 十 号	青 森 県 東 部 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 委 員 の 任 命 の 件	<p>青 森 県 東 部 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 委 員 の 任 期 が 令 和 七 年 三 月 三 十 一 日 を も つ て 満 了 す る の で、 後 任 の 委 員 の 任 命 に つ い て 同 意 を 得 る も の で あ る。</p> <p>(担 当 課 水 産 振 興 課)</p>
議 案 第 六 十 一 号	青 森 県 西 部 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 委 員 の 任 命 の 件	<p>青 森 県 西 部 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 委 員 の 任 期 が 令 和 七 年 三 月 三 十 一 日 を も つ て 満 了 す る の で、 後 任 の 委 員 の 任 命 に つ い て 同 意 を 得 る も の で あ る。</p> <p>(担 当 課 水 産 振 興 課)</p>

番 号	議 案	件 名	議 案
1	令和六年度青森県 一般会計補正予算 (第三号)案	1 歳入歳出予算の補正 三百七十九億千三百六十九万九千円 (補正後の歳入歳出予算の総額) 七千五百十四億八千二百三十二万三千円 2 債務負担行為の補正 令和六年度治山事業ほか七件 3 地方債の補正 港湾事業ほか十二件 百三十億千六百万円	議 案 第六十二号
2	令和六年度青森県 下水道事業会計補 正予算(第三号) 案	1 流域下水道 資本的収入及び支出の予定額の補正 収入 八千六百九十万円 支出 八千六百九十万円	議 案 第六十三号
(担当課 財政課)	(担当課 財政課)	(担当課 財政課)	(担当課 財政課)



番 号	報 告 第 二 号	件 名	報 告 第 一 号
摘 要	<p>○ 歳入歳出予算の補正 十二億千六百十五万三千円 (補正後の歳入歳出予算の総額) 七千百十二億三千二百七万四千円 (令和六年十二月二十六日専決処分)</p>	<p>○ 歳入歳出予算の補正 二十二億六千五百万円 (補正後の歳入歳出予算の総額) 七千百三十四億九千七百七万四千円 (令和七年一月十五日専決処分)</p> <p>(担当課 財政課)</p>	<p>専決処分した事項 の報告及び承認を 求めるの件(令和 六年度青森県一般 会計補正予算(専 決第三号))</p> <p>(担当課 財政課)</p>

番 号	報 告 号	報 告 号
件 名	<p>専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和六年度青森県一般会計補正予算（専決第四号））</p>	<p>専決処分した事項の報告の件（和解の件）</p>
摘 要	<p>○ 歳入歳出予算の補正 七千五百五十五万円 （補正後の歳入歳出予算の総額） 七千三百三十五億六千八百六十二万四千元 （令和七年二月四日専決処分）</p> <p>（担当課 財政課）</p>	<p>1 和解の相手方 上北郡野辺地町在住 個人 A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和六年七月一日上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖付四の四七地内の県道において、当該県道上の樹木に接触したことによって個人 A 所有の自動車に損傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金二万九千八百円を支払う。</p> <p>（令和七年二月三日専決処分）</p> <p>（担当課 道路課）</p>

第七号報告	第六号報告	第五号報告	番号
専決処分した事項の報告の件（和解の件）	専決処分した事項の報告の件（和解の件）	専決処分した事項の報告の件（和解の件）	件名
<p>1 和解の相手方 三戸郡新郷村在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和六年十月二十七日三戸郡五戸町大字手倉橋字果報森二五の二地先の県道において、当該県道の穴ぼこに起因する事故によって個人A所有の自動車に損傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金五千七百二十五円を支払う。</p> <p>（令和七年二月十三日専決処分） （担当課 道路課）</p>	<p>1 和解の相手方 上北郡おいらせ町在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和六年九月十三日上北郡おいらせ町深沢平七三の二地内において県が使用する自動車の運行による事故によって個人A所有の自動車に損傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金一万四千八百五十円を支払う。</p> <p>（令和七年二月十二日専決処分） （担当課 健康医療福祉政策課）</p>	<p>1 和解の相手方 上北郡六ヶ所村在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和六年七月一日上北郡六ヶ所村大字尾駱字沖付四の四七地内の県道において、当該県道上の樹木に接触したことによって個人A所有の自動車に損傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金二万九千六百九円を支払う。</p> <p>（令和七年二月十日専決処分） （担当課 道路課）</p>	<p>摘要</p>

番 号	報 告 第 八 号	報 告 第 九 号
件 名	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（損害 賠償の額の決定の 件）
摘 要	<p>1 和解の相手方 岩手県九戸郡軽米町在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和六年三月二十三日八戸市大字 是川字白蛇久保四の一七地先の県道におい て、当該県道の穴ぼこに起因する事故によ って個人A所有の自動車損傷したことによ り生じた損害の賠償金として、同人に対 して個人総合自動車保険契約に基づき保険 会社が支払った金九千四百七十五円のほか 金一万三千二百八十七円を支払う。</p> <p>（令和七年二月十九日専決処分） （担当課 道路課）</p>	<p>令和六年三月二十三日八戸市大字是川字白 蛇久保四の一七地先の県道において当該県道 の穴ぼこに起因する事故によって個人A所有 の自動車損傷したことにより生じた損害に ついてあいおいニッセイ同和損害保険株式会 社が個人総合自動車保険契約に基づく保険金 の支払を行ったことにより、保険法第二十五 条第一項の規定により代位取得した損害賠償 請求権に係る損害についての県の同株式会社 に対する損害賠償の額を左記のとおり定める ものとする。</p> <p>損害賠償額 九千四百七十五円</p> <p>（令和七年二月十九日専決処分） （担当課 道路課）</p>

番 号	報 告 第 十 号	報 告 第 十 一 号
件 名	専 決 処 分 し た 事 項 の 報 告 の 件 ( 和 解 の 件 )	専 決 処 分 し た 事 項 の 報 告 の 件 ( 和 解 の 件 )
摘 要	1 和 解 の 相 手 方 岩 手 県 盛 岡 市 在 住 個 人 A 2 和 解 の 内 容 県 は、 令 和 六 年 七 月 十 六 日 平 川 市 碓 ヶ 関 西 碓 ヶ 関 山 国 有 林 七 二 九 林 班 ぬ 二 小 班 地 内 の 国 道 に お い て、 当 該 国 道 上 の 落 石 に 接 触 し た こ と に よ っ て 個 人 A 所 有 の 自 動 車 が 損 傷 し た こ と に よ り 生 じ た 損 害 の 賠 償 金 と し て、 同 人 に 対 し て 金 六 万 四 千 五 百 十 五 円 を 支 払 う。 ( 令 和 七 年 二 月 十 九 日 専 決 処 分 )	1 和 解 の 相 手 方 弘 前 市 在 住 個 人 A 2 和 解 の 内 容 県 は、 令 和 六 年 八 月 十 一 日 弘 前 市 大 字 五 所 字 野 沢 二 〇 八 の 三 地 内 の 県 道 に お い て、 樹 木 が 倒 れ た こ と に よ っ て 個 人 A 所 有 の 自 動 車 が 損 傷 し た こ と に よ り 生 じ た 損 害 の 賠 償 金 と し て、 同 人 に 対 し て 金 二 百 三 十 万 七 千 六 百 三 十 八 円 を 支 払 う。 ( 令 和 七 年 二 月 十 九 日 専 決 処 分 )
	(担当課 道路課)	(担当課 道路課)

報 告 号	報 告 号	番 号
<p>第十三号</p> <p>専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）</p>	<p>第十二号</p> <p>専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）</p>	<p>件 名</p>
<p>（担当課 道路課）</p> <p>（令和七年二月十九日専決処分）</p> <p>1 和解の相手方 秋田県大館市在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和六年十一月三日和田市大字 奥瀬字樽部国有林五七林班ろ小班地内の国 道において、当該国道の穴ぼこに起因する 事故によって個人A所有の自動車に損傷し たことにより生じた損害の賠償金として、 同人に対して金一万円を支払う。</p>	<p>（担当課 道路課）</p> <p>（令和七年二月十九日専決処分）</p> <p>1 和解の相手方 三戸郡南部町在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和六年八月二十四日三戸郡南部 町大字沖田面字梨子ノ木三一の一地先の県 道において、当該県道の穴ぼこに起因する 事故によって個人A所有の自動車に損傷し たことにより生じた損害の賠償金として、 同人に対して金三万九千七百四十三円を支 払う。</p>	<p>摘 要</p>

番 号	件 名	摘 要
報 告 第 十 四 号	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	<p>1 和解の相手方 上北郡東北町在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和六年十二月十二日上北郡六戸町大字犬落瀬字柳沢九一の四八六地先の県道において県が使用する自動車の運行による事故によって個人A所有の自動車が損傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金三十二万三千四百円を支払う。</p> <p>（令和七年二月十九日専決処分）</p>
報 告 第 十 五 号	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	<p>1 和解の相手方 八戸市在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 個人Aは、令和六年四月二十四日八戸市大字河原木字千刈田九の三地内の国道において同人所有の自動車（以下「本件自動車」という。）の運行及び県有自動車の運行による事故によって本件自動車及び県有自動車が損傷したことにより生じた損害の賠償金として、県に対して金七十四万五千五百九十五円を支払う。</p> <p>（令和七年二月二十日専決処分）</p> <p>（担当課 健康医療福祉政策課）</p>